

千曲衛生施設組合からのお知らせ

女性活躍推進法に基づく公表について

千曲衛生施設組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、平成 28 年度に第 1 期「千曲衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定、現在は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を期間とする第 2 期計画を策定し、取組みを実施しています。

この計画における取組み等について、第 2 期（期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）における、法第 19 条第 6 項の規定に基づく実施状況の公表、並びに法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表については、以下のとおりです。

1 女性活躍推進法第 19 条に基づく特定事業主行動計画の公表



女性活躍推進法に
基づく千曲衛生施設

2 女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく取組の実施状況の公表

(1) 採用する女性職員の割合を 30%以上とする（令和 6 年度）

・積極的な広報活動

	令和 5 年度	令和 6 年度
職員数 (4 月 1 日現在)	11 名（技術職員 8 名、 会計任用職員 3 名）	11 名（技術職員 8 名、 会計任用職員 3 名）
内女性職員数	3 名（会計任用職員 3 名）	3 名（会計任用職員 3 名）
女性職員比率	27.3%	27.3%

3 女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

≪職業生活における機会の提供に関する実績≫

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
正規職員	33.3%	—	—	—
会計年度 任用職員	66.7%	100%	100%	100%

(2) 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和 6 年度）

情報公表の対象者が少ないことにより、特定の職員の給与が推測し得るため公表なし

≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

(1) 育児休業取得率（令和 6 年度）

育児休業取得日数			
職員数	延べ日数	年平均	取得率
8 名	—	—	—

(2) 年次休暇取得率（令和 6 年度）

年次有給休暇取得日数			
職員数	延べ日数	年平均	取得率
8 名	108 日	14 日	67.5%